

多久市子どもの医療費助成制度

高校生までの医療費の一部を助成します

事前に「子どもの医療費受給資格登録・受給資格証交付申請書」の手続きが必要です。

- ・市役所（福祉課こども係）の窓口で手続きをしてください。
- ・健康保険に加入していない方、生活保護を受けている方などは助成を受けることができません。

申請手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 ※出生の場合に限り、被保険者の健康保険証でも可
-------------	---

1. 制度のしくみ

助成対象者	高校卒業まで【入院・通院・調剤】 ※高校生は受給資格証がありません。
助成できるもの	健康保険が適用される医療費 (入院、通院、調剤、訪問看護、治療用装具、弱視用眼鏡〈健康保険適用に年齢制限があります〉など)
助成できないもの	入院時の食事代、個室代、健康診断、予防接種など、健康保険の対象とならないもの

2. 助成方法

★0歳～小学校就学前【入院・通院・調剤】 ※受給資格証（ピンク色）があります。

資格証が使える医療機関	助成方法
○県内の医療機関 (整骨院・接骨院等除く) ○県外の一部医療機関 ・福岡市立こども病院 ・聖マリア病院 ・久留米大学病院 ・佐世保市総合医療センター ・佐世保共済病院 ・九州大学病院	受診の際に、医療機関の窓口で「受給資格証」と「健康保険証」を提示し、次の自己負担額をお支払いください。 ※自己負担額は、医療機関ごと、入院・通院ごと、加入健康保険ごとにかかります。 自己負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】負担なし 【入院】1,000円 ※整骨院等や左記以外の県外の医療機関を受診したとき（2割負担）、治療用装具や弱視用眼鏡を作ったときの助成方法については、裏面の「3.医療費の払戻し方法」をご覧ください。

★小学生・中学生【入院・通院・調剤】 ※受給資格証（ピンク色）があります。

資格証が使える医療機関	助成方法
○県内の医療機関 (整骨院・接骨院等除く) 注意：小学生・中学生の受給資格証は県外の医療機関では使用できません。	受診の際に、医療機関の窓口で「受給資格証」と「健康保険証」を提示し、次の自己負担額をお支払いください。 ※自己負担額は、医療機関ごと、入院・通院ごと、加入健康保険ごとにかかります。 自己負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】負担なし 【入院】1,000円 ※整骨院等や左記以外の県外の医療機関を受診したとき（2割負担）、治療用装具や弱視用眼鏡を作ったときの助成方法については、裏面の「3.医療費の払戻し方法」をご覧ください。

★高校生【入院・通院・調剤】 ※**受給資格証はありません。**

医療機関等を受診の際は、窓口にて支払い（3割負担）をしていただき、その後、医療費の払戻しの手続きを行ってください。助成方法については、「3.医療費の払戻し方法」をご覧ください。

3. 医療費の払戻し方法

整骨院・接骨院等や**県外**の医療機関を受診したとき、治療用装具および弱視用眼鏡（9歳未満）をつくったとき、高校生の医療費は助成（払戻し）の申請が必要です。

助成申請に必要なもの	助成方法
<p>○領収書 （受診者名、診療月、保険点数、医療機関名、領収印があるもの） ※領収書を紛失したときは、医療機関からの証明でも申請できます。</p> <p>○子どもの健康保険証</p> <p>○保護者（申請者）名義の預金通帳またはキャッシュカード</p> <p>○健康保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、金額がわかるもの（決定通知書等）</p>	<p>整骨院等や県外受診の際は、医療費の一部負担金（2割または3割）を医療機関に支払い、後日、市役所の窓口で助成の申請をしてください。また、治療用装具等をつくったときは、一旦全額を支払い、健康保険での払戻しを受けた後、市役所の窓口で助成の申請をしてください。</p> <p>※装具等の申請の際は別途、○見積書 ○請求書 ○領収書 ○医師の証明書 ○健康保険からの支給額がわかるもの（決定通知書等）が必要です。（弱視用眼鏡の場合は見積書・請求書は不要。健康保険適用に年齢制限がありますので、直接ご加入の健康保険組合等にご確認ください。）なお、装具等の支給対象基準日は医師の指示日になります。</p> <p>※ひとり親家庭等医療費助成または重度心身障害者医療費助成が優先になります。</p> <p>※助成申請書は、診療月の翌月以降に提出してください。受付期間は医療費の支払日から1年以内です。</p>

※学校・保育園（所）・こども園の管理下での病気やけがについては、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合があります。この場合、受診には受給資格証は使用せず、災害共済給付制度を利用してください。医療機関の窓口で医療費（一部負担金）を支払い、学校等を通じてセンターに請求した後に給付されます。

4.届出について

次のようなときは、必ず福祉課こども係の窓口まで届出をしてください。

多久市外へ転出後は、多久市の受給資格証は使用できません。転出の届出の際に返却または破棄してください。

届出が必要なとき	持ってくるもの
市外へ転出または住所（市内転居）をしたとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証
氏名が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証
健康保険証が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証
受給資格証を無くしたとき	<input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証

※婚姻・離婚等により保護者変更があったとき、児童福祉施設に入所した場合や生活保護を受けるときも届出が必要です。

○問い合わせ 多久市役所福祉課こども係（本庁1階5番窓口）
TEL：75-6118 FAX:74-3398